

庁舎又は公舎等の管理に関する応接記録簿の作成について（例規通達）

平成２２年７月２２日

栃会第２号例規通達

庁舎又は公舎等の管理は長期間に及ぶことから、施設敷地の借地契約、土地の境界協定、用地取得等に当たって記録を作成し、以後の契約、協定等の紛議や誤解を防止しようとするもの。

- ・ 借地契約に際し、庁舎・公舎貸借記録簿及び貸借応接記録簿を作成すること
- ・ 庁舎又は公舎の管理、用地取得、境界協定等に関して、地権者、関係者等と応接した場合は、応接処理簿を作成すること
- ・ 庁舎・公舎貸借記録簿、応接記録簿は、各案件ごとに整理し、長期間保存すること